

クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化(その1)

経緯

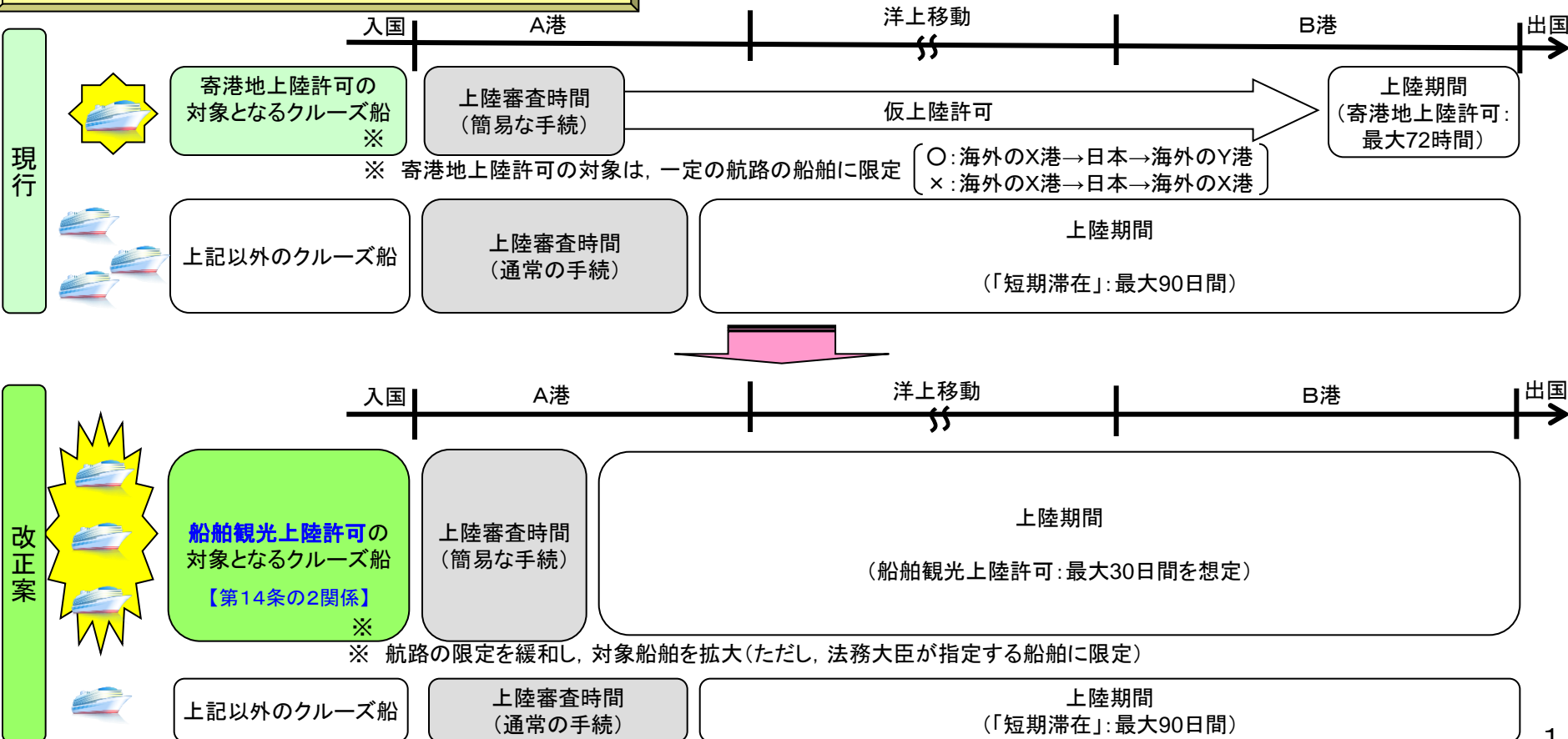
- クルーズ船は、一度に多数の乗客が乗降する一方、滞在時間が短いため、入国審査待ち時間を極力短くすることが求められており、これまで簡易な手続により一時的な上陸を認める寄港地上陸許可を活用すること等で、入国審査手続の迅速化を図っているところ。
- 観光立国実現に向けたアクション・プログラム(平成25年6月観光立国推進閣僚会議)において、クルーズ船入港時の入国審査手続の更なる迅速化・円滑化が求められている。

目的

①

寄港地上陸許可の対象とならないクルーズ船についても、同許可と同様の簡易な手続で一時的な上陸を認めることによって、クルーズ船入港時の入国審査の更なる迅速化・円滑化を図るとともに、同許可よりも長期の上陸期間を認めることで、より滞在しやすくする。

新たな特例上陸許可(船舶観光上陸許可)の新設



改正内容

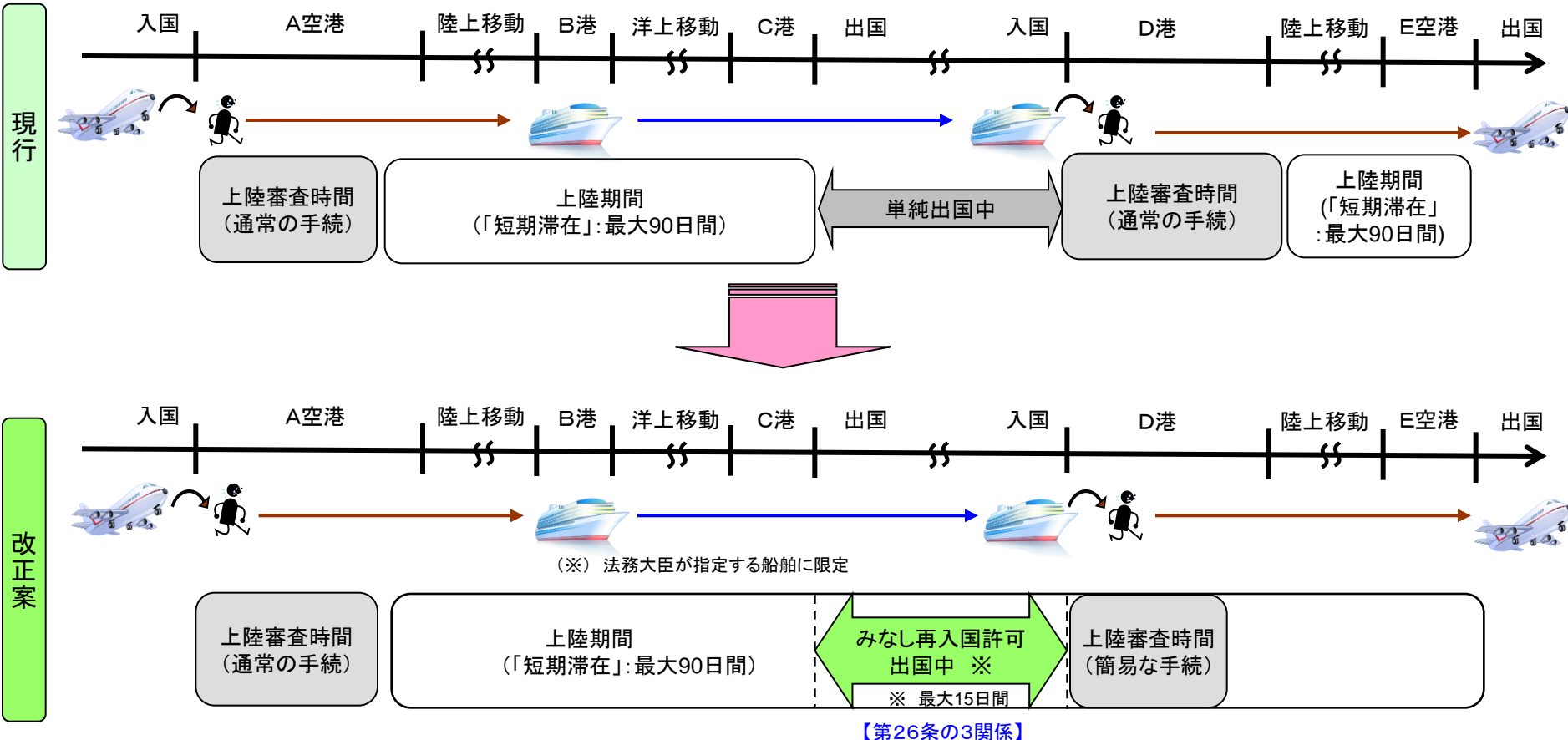
①

クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化(その2)

目的 ②

航空機で入国し「短期滞在」の在留資格を与えられた外国人が、クルーズ船で出国し、一定期間内に当該クルーズ船で再入国する場合には、原則として再入国許可を受けることを要しないものとする事で、クルーズ船入港時の入国審査の更なる迅速化・円滑化を図る。

みなし再入国許可対象者の拡大



改正内容 ②

【国際先端テスト シート】（クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し）

（1）制度比較

国名 比較の視点	日本	韓国	台湾	シンガポール
1. 海外臨船審査	<ul style="list-style-type: none"> 乗客数 2,000 名を目安に、本邦入港予定の大型クルーズ船に対しては、入国審査官が海外から乗船して航行中にパスポートや外国人入国記録(EDカード)の記載状況等を確認している。 指紋の取得・要注意人物リストとの照合は入港後に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国入管指定の規格により乗客の顔写真を含む乗客情報を提出した場合は、海外臨船を行わない。 顔写真の提供ができない場合は、入国審査官が海外から乗船し、航海中にパスポートの顔写真をMRPで読み取る作業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶側からの要請に基づき、入国審査官が海外から乗船して航海中にパスポートをチェックし、証印を押印している。船内でパスポートコピーを作成し、乗客に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 乗客数 1,000 名以上の客船を対象に入国審査官が海外から乗船し、パスポートをチェックし、証印を押印している。着岸後は、ターミナルでパスポートの読取り、証印の確認を実施する。
2. 上陸後の手続きの簡略化	<ul style="list-style-type: none"> 着岸後に対面式入国審査を実施。可能な航路のクルーズ船では個人識別情報のうち顔写真撮影を省略している。 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国を最終目的地としない通過客には対面式審査は行わない。韓国で下船する乗客には、指紋の取得等の対面審査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 乗客の下船時は、入国審査官が船内で配布したパスポートコピーによって乗客の本人確認を実施している。 個人識別情報の取得はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特段の簡略化は実施していない。 個人識別情報の取得はない。
3. クルーズカードによる上陸	<ul style="list-style-type: none"> 運行会社が発行するクルーズカードによる上陸は認めていないが、仮上陸許可書による上陸を認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国を最終目的地としない通過客は、クルーズカードでの上陸が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> クルーズカードによる上陸は認めていないが、船内で配布したパスポートコピーでの上陸を認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> パスポートの所持が必要であり、クルーズカードのみの上陸は認められていない。
4. その他の施策等	<ul style="list-style-type: none"> クルーズ船対応のための入国審査官の増員 			<ul style="list-style-type: none"> シンガポール在住者は、ターミナル内の自動化ゲートを利用可能。
5. 入国審査に要する時間 (2000人規模の例)	<ul style="list-style-type: none"> 寄港地上陸許可を活用した場合に、入国審査に要する時間を含めて全ての乗客が下船するのに約95～100分(このうち入国審査に要する時間は90分)。 上記以外の場合約190分(このうち入国審査に要する時間は180分)。 	<ul style="list-style-type: none"> 入国審査は行わないところ、全ての乗客が下船するに約90分。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外臨船を行った場合に、着岸後の本人確認に要する時間を含めて全ての乗客が下船するに約90分。 上記以外の場合約180分。 	<ul style="list-style-type: none"> ターミナルの審査で約105分から135分。

(注) 上記の韓国、台湾及びシンガポールにおける状況は、コスタ・クルーズ及びプリンセス・クルーズ等海外大手クルーズ船社の我が国総代理店であるウィルヘルムセン・シッピング・サービス・ジャパン・プライベート・リミテッドの協力により、各国・地域の現地代理店等から聞き取り調査を行った結果をまとめたもの。

(2) 日本の現行規制を維持する必要性

- ・ 個人識別情報の提供義務について
クルーズ船の外国人乗客から個人識別情報を取得しないとした場合、テロリスト等がクルーズ船乗客を装い本邦への入国を企図する可能性が否定できず、かつ、テロリスト等の入国を阻止するための代替え措置も見当たらないことから、現状を維持する必要がある。
- ・ クルーズカードによる上陸について
外国人の乗客の上陸後の本人確認は、運行会社が発行するクルーズカードではなく、公的な機関が発行する旅券又は許可書によることが適当と考えることから、クルーズカードのみによる上陸を認めることはできない。

(参考)

・平成24年6月から実施している寄港地上陸許可制度を活用したクルーズ船乗客に対する審査の合理化策については、各船社、代理店から概ね好評であるが、「本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする」航路であることが要件となっている。法務省においては、より多くのクルーズ船乗客の入国審査に迅速に対応するべく、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可（船舶観光上陸許可制度）等を創設するため、今国会に入管法改正案を提出している。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するにあたり留意すべきと考える点

- ・クルーズの振興は、観光立国の推進の観点からも重要であるところ、規制の廃止・見直しに当たっては、テロ対策、水際対策のための厳格な出入国管理の維持にも留意の上、両者の高度な次元での両立が必要と考えている。
- ・海外臨船審査の見直しは、我が国の領域の外における公権力の行使について、船籍国の了解を得る必要がある。